令和５年度

ひとり親家庭のためのガイドブック

母子家庭・父子家庭の方へ

© 兵庫県 2007

はじめに

ひとり親家庭等の就業状況は依然厳しく、兵庫県では、子育て支援、生活支援、経済的支援他、様々なサポートを行っております。

「ひとり親家庭のためのガイドブック」が少しでもサポートできれば幸いです。

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）とは

次のいずれかに該当する方で、20 才未満の子どもを扶養している家庭

- 配偶者と死別した方
- 配偶者と離婚した方
- 配偶者の生死が不明の方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたって働けない方
- 配偶者が長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が裁判所からの DV 保護命令を受けた方
- 婚姻によらないで母・父となった方

寡婦とは

現に配偶者のない方で、かつて母子家庭の母として 20 才未満の子どもを扶養していた方

目　次

困った時はどこに相談すればいい…… 1
母子・父子自立支援員…… 1
母子・父子自立支援プログラム策定員…… 1
民生委員・児童委員…… 1
市町児童家庭相談窓口…… 2
こども家庭センター（児童相談所）…… 2
兵庫県婦人共励会…… 3
法律相談…… 3
仕事のこと…… 4
ひとり親就労サポート事業…… 4
マザーズハローワーク…… 4
イーブン女性就業相談室…… 5
職業能力開発施設…… 5
自立支援教育訓練給付金…… 6
高等職業訓練促進給付金…… 7
住宅支援資金貸付…… 8
高等学校卒業程度認定試験合格支援…… 8
手当とサポート…… 9
児童扶養手当制度…… 9
母子家庭等医療費給付事業……12
母子父子寡婦福祉資金貸付金……13
就学援助……15
高等学校等就学支援金……15
高校生等奨学給付金……15
夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』……15
あしなが育英会……16
交通遺児育英会……17
交通遺児等育成基金……17
ひとり親家庭等日常生活支援事業……18
養育費履行確保等支援事業……18
子育て短期支援事業……19
ファミリー・サポート・センター……20
母子生活支援施設……23
JR 通勤定期乗車券割引制度 ……23
病児・病後児保育推進事業……24
問い合わせ窓口……25
市町（母子福祉担当）……25
県健康福祉事務所……26
県内共励会……27

困ったときはどこに相談すればいい？

相談窓口

ひとりで育児・家事・仕事をしていると、時には困ったことも起こりますよね。そんな時、１人で悩まずに周りに相談してみてください。きっと方法は見つかります。

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、『母子家庭の母』、『父子家庭の父』、『寡婦』に関して自立に必要な相談や支援を行うことを職務としています。母子・父子自立支援員は各市の福祉事務所や各町においては、県の健康福祉事務所にいます。

各市町では就業支援を行っている地区もありますので、各市町の婦人共励会等にご相談下さい。

母子・父子自立支援員のみの力では解決が困難な相談の場合、他の専門機関と協力しながら必要な支援を行います。

母子生活支援施設の利用についても、各市福祉事務所、県健康福祉事務所に相談できます。

母子・父子自立支援プログラム策定員

母子・父子自立支援プログラム策定員は、主に児童扶養手当受給者の自立を促進するため、ニーズに応じた子育て・生活支援や、就職支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定し、他の専門機関と協力しながら、継続的な自立・就業支援を行います。

※事業を実施していない市もありますので、各市にお問い合わせください。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。

自らも地域住民の一員として、担当地域において、高齢者や障害のある方

の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。

また、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。

兵庫県の担当部局は、福祉部地域福祉課地域福祉班（代表：078-341-7711 内線 2923）ですが、詳細及びご相談につきましては、居住地の市役所・町役場の「民生委員・児童委員」担当部局にお問い合わせください。

市町児童家庭相談窓口

児童福祉法により、第一義的な窓口として各市町に児童家庭相談窓口が設けられています。

子どもや家庭に関する相談に応じ、すべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ成長するために、各関係機関と連携を図りながら活動しています。

皆さんにとって身近な窓口として、きめ細やかな対応ができるよう、相談援助活動を展開しています。

皆さんのまわりでも「虐待かな」と思われることがあったり、妊娠や出産、子育てに不安があれば、相談の秘密は守られるので、1 人で悩まずに最寄りの市町の児童家庭相談窓口又はこども家庭センターへご連絡ください。

こども家庭センター（児童相談所）

「こども家庭センター」は、児童福祉法第 12 条に定められている児童相談所のことです。兵庫県では平成 17 年 4 月から、広く家庭の問題に対応していくため、名称をこどもセンターから「こども家庭センター」に改称しています。

こども家庭センターでは、0 歳から 18 歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭のさまざまな問題について相談援助活動を展開しています。

県内には、県所管の中央こども家庭センター（内に、洲本分室）、尼崎こども家庭センター、西宮こども家庭センター、川西こども家庭センター（内に、丹波分室）、加東こども家庭センター、姫路こども家庭センター、豊岡こども家庭センターと、神戸市所管の神戸市こども家庭センター、明石市所管の明

石こどもセンターがあります。それぞれが管轄区域を持って活動しています。

兵庫県婦人共励会

「婦人共励会」（母と子の会、母子・寡婦の会ともいいます）は、全国的な組織です。

全国には55（2020年7月現在）の都道府県・政令指定都市の母子寡婦福祉団体があり、それぞれの団体の下に 各市町村の共励会があります。全国の組織のことは一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会にお問い合わせ下さい。

「兵庫県婦人共励会」は兵庫県内の22の市町が集まって組織されており、母子家庭や父子家庭、寡婦が安心して暮らせる福祉社会の実現をめざし活動しています。

ひとり親Hyogoとは、兵庫県婦人共励会の愛称です。離婚や非婚、未婚、死別のシングルマザー及びシングルファーザー、寡婦の方が対象です。

まずは、どこか頼れる場所を広めていくこと。そして、悩みを共有し、知識や知恵を活かしていくこと。ひとり親Hyogoでは、毎月第4土曜日の13時から17時を相談日としています。ひとりで悩まずに、気軽にお電話下さい。相談日でなくても、どうぞ。

兵庫県婦人共励会は

神戸市中央区下山手通５－７－１１

電　話　０７８－３４１－７３７２
ＦＡＸ　０７８－３４１－７３８４
ホームページ　https://hyougoboshi.com/
メール　hyougoboshi@titan.ocn.ne.jp

メールアドレス　LINE

※LINEのお友達になってね。

法律相談

経験豊富な女性弁護士が、母子・父子家庭、寡婦の方の法律相談（離婚、相続、慰謝料、養育費等）に対応します。

ご相談希望の方は、お住まいの市福祉事務所（政令市と中核市を除く）、町にお住まいの方は県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員までお問い合わせください。

仕事のこと

ひとり親になって、転職・職探しで困っている方も多いのではないでしょうか？でも、あきらめないで。必ず、自分にあった働き方はみつかります。

お子さんとの安定した生活を目指して頑張りましょう。

ひとり親就労サポート事業

児童扶養手当受給者の方々を対象とした担当者制の就業相談（ひとり親就労サポート事業）を実施しています。

求職者支援訓練もありますので、お気軽に住所地管轄のハローワークへお問い合わせください。

ハローワーク神戸　神戸市中央区相生町 1-3-1　078-362-4570

マザーズハローワーク三宮

神戸市中央区小野柄通 7-1-1

日本生命三宮駅前ビル 1 階

078-231-8603

マザーズハローワーク

「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」では、子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。利用料等一切無料です。

マザーズ ハローワーク三宮	神戸市中央区小野柄通７－１－１ 日本生命三宮駅前ビル１階	078-231-8603
ハローワーク尼崎 マザーズコーナー	尼崎市南塚口町２丁目１２－１８ 塚口若松ビル２階	06-6421-0810
ハローワーク姫路 マザーズコーナー	姫路市駅前町 265 番地 姫路ＫＴビル３階	079-285-1186
ハローワーク西宮 マザーズコーナー	西宮市池田町１３－３ ＪＲ西宮駅南庁舎２Ｆ （ハローワーク西宮内）	0798-22-8600 （41 #）
ハローワーク加古川 マザーズコーナー	加古川市野口町良野１７４２ （ハローワーク加古川内）	079-421-8624

ハローワーク豊岡 マザーズコーナー	豊岡市寿町８－４ （ハローワーク豊岡内）	0796-23-3101
ハローワーク西神 マザーズコーナー	神戸市西区糀台５－３－８ （ハローワーク西神内）	078-991-1100
ハローワーク明石 マザーズコーナー	明石市大明石町２－３－３７ （ハローワーク明石内）	078-912-2305

イーブン女性就業相談室

ベビーカーを横に求人検索や職業相談等が受けられる広いスペースに、キッズコーナーも隣接し、子ども連れでも利用しやすい相談窓口です。

イーブン 女性就業相談室	神戸市中央区東川崎町１－１－３ 神戸クリスタルタワー７階	ハローワーク相談窓口 078-360-8260 県立男女共同参画 センター・イーブン 078-360-8550

職業能力開発施設

新たに就職しようとする人、転職希望の人に必要な知識、技能、資格を身につけるための施設が職業能力開発施設です。

お気軽に職業能力開発施設または住所地管轄のハローワークにお問い合わせください。

兵庫県立 神戸高等技術専門学院		神戸市西区学園東町５－２	078-794-6630
兵庫県立 ものづくり大学校		姫路市市之郷１００１－１	079-240-7077
兵庫県立 但馬技術大学校		豊岡市九日市上町６６０－５	0796-24-2233

兵庫県立 障害者高等技術専門学院		神戸市西区曙町 1070	078-927-3230
国立県営 兵庫障害者職業能力開発校		伊丹市東有岡４－８	072-782-3210

独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構

港湾職業能力開発 短期大学校神戸校		神戸市中央区港島 ８－１１－４	078-303-7325
兵庫職業能力開発促進センター 加古川訓練センター （ポリテクセンター加古川）		加古川市東神吉町升田 １６８８－１	079-491-2517
兵庫職業能力開発促進センター （ポリテクセンター兵庫）		尼崎市武庫豊町 ３－１－５０	06-6431-7367

※ポリテクセンター加古川とポリテクセンター兵庫は子育て中の人も安心してセンターの訓練が受講できるよう、託児サービス付き職業訓練を実施しています。

原則として住所地を管轄するハローワークに利用申込書を提出して下さい。応募要件や、受講中に受給できる手当等もありますので、ハローワークに相談して下さい。

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。

〈支給対象〉・児童扶養手当支給水準の母子家庭の母及び父子家庭の父

〈支給額〉 ・対象講座の受講料の６割相当（上限 20 万円、下限１万２千円）
・雇用保険の受給資格のある方は教育訓練給付額と受講料の６割相当との差額
専門実践教育訓練給付対象講座：上限 40 万円×修業年数

詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口（P25 ～ 27）にお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について生活の負担軽減となる給付金を支給するとともに、修了支援給付金を受講修了後に支給します。

〈支給対象〉・児童扶養手当支給水準の母子家庭の母及び父子家庭の父
・養成機関で１年以上（令和３、４、５年度６ヶ月以上）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者

〈対象資格〉 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、デジタル分野等の民間資格等

〈支給額〉 ・訓練促進給付金　100,000 円 / 月（課税世帯 70,500 円 / 月）
修業期間の最終 12 ヶ月については、140,000 円 / 月
（課税世帯 110,500 円 / 月）
・修了支援給付金　50,000 円（課税世帯 25,000 円）

〈支給期間〉・修業期間の全期間（上限４年　准看護師から引き続き看護師の養成機関で修学する場合は通算４年支給）

※給付金受給者は「高等職業訓練促進資金貸付」も利用できます。
但し、自立支援教育訓練給付金との併給はできません。
・養成機関への入学準備金（50 万円）
・就職準備金（20 万円）を貸付（5 年間継続して就業した場合は返済免除）

詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口（P25 ～ 27）にお問い合わせください。

住宅支援資金貸付金

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対し、生活基盤の安定を図るため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸し付けます。

※母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っていない市にお住まいの方はご利用できません。

〈支給期間〉　次の①、②のすべてを満たす方

①児童扶養手当受給者又は同等の所得水準世帯の方

②母子・父子自立支援プログラム策定を受け、資格取得若しくは転職、収入増に向けて修学又は活動している方

〈貸付額〉　上限４万円（家賃の実費相当）※上限 12 ヶ月

詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口（P25 ～ 27）にお問い合わせください。

高等学校卒業程度認定試験合格支援

より良い条件での就職や転職により、正規雇用を中心とした就業につなげるため、高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了し、認定試験に合格した際に受講費用の一部を支給します。

〈支給対象〉児童扶養手当支給水準の母子家庭の母及び父子家庭の父及び子

〈対象講座〉高卒認定試験合格講座（通信教育可）

〈支給額〉
- 受講開始時、受講費用の４割を支給（上限 10 万円）
- 修了後、受講費用の１割を支給（受講開始時と合わせて上限 12 万５千円）
- 高卒認定試験合格後、受講費用の１割を支給（受講開始時、修了時と合わせて上限１５万円）

※通信制の場合

詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口（P25 ～ 27）にお問い合わせください。

※実施していない市もありますので、各市にお問い合わせください。

手当とサポート

児童扶養手当制度

父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父又は母や父又は母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

父又は母がいても極めて重度の障害がある場合には支給されます。

◎ 対象となる児童

18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある児童、または、20 歳未満で心身に特別児童扶養手当２級に該当する程度以上の障害がある児童が、次のいずれかに該当する場合。

1. 父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童・・・離婚
2. 父（母）が死亡した児童・・・死亡
3. 父（母）が重度の障害の状態にある児童・・・障害
4. 父（母）の生死が明らかでない児童・・・生死不明
5. 父（母）に１年以上遺棄されている児童・・・遺棄
6. 父（母）が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童・・・保護命令
7. 父（母）が引き続き１年以上拘禁されている児童・・・拘禁
8. 母が婚姻によらないで懐胎した児童・・・未婚
9. 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童・・・その他

◎ 支給されない場合

1. 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合
2. 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）などに入所している場合
3. 児童が里親に委託されている場合
4. 対象となる児童が父又は母の配偶者（内縁関係、同居など婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）に養育されている場合

◎ 認定・支給の方法

住所地の市区役所または町役場で請求の手続きをしてください。

また、認定を受けた後も、手当を引き続き受ける要件を満たしているかど

うかを確認するため、毎年１回、現況届の提出が必要です。

◎ 支給日

手当は奇数月に前月までの２ヶ月分が支給されます。支給日に指定の金融機関の口座に振り込まれますが、土曜日、日曜日又は休日のときは、その直前の日曜日等でない日となります。

〈令和５年度〉

支給日	支給対象月
5月11日	3月～4月
7月11日	5月～6月
9月11日	7月～8月
11月11日	9月～10月
1月11日	11月～12月
3月11日	1月～2月

◎ 所得の制限

手当を受けようとする人と扶養義務者の前年所得（市町民税課税台帳の所得）が所得制限限度額以上であるときは、手当の全部または一部が支給されません。

所得額等は、毎年現況届により確認します。

◎ 令和５年度所得制限限度額

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者等
	全部支給限度額	一部支給限度額	
０人	49万円	192万円	236万円
１人	87万円	230万円	274万円
２人	125万円	268万円	312万円
３人	163万円	306万円	350万円
４人	201万円	344万円	388万円
制限限度額に加算する額	○特定扶養親族…1人につき15万円 ○老人控除対象配偶者・老人扶養親族…1人につき10万円		老人扶養親族１人につき６万円（扶養親族すべて70才以上の場合は１人を除く）

＊受給者が父又は母である場合は、所得額に養育費等の８割を加算します。
＊所得額から次の額を控除します。
＊給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合は、給与所得全額と公的年金等に係る所得の全額の合計額から10万円を控除します。（令和２年分以後の所得から適用）

一律控除…8 万円

〇障害者控除、勤労学生控除…各 27 万円　〇特別障害者控除…40 万円

〇配偶者特別控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金、

雑損控除…地方税で控除された額

寡婦控除（受給者が母以外の場合のみ）…27 万円

ひとり親控除（受給者が父又は母以外の場合のみ）…35 万円

◎ 手当月額〈令和５年度〉

所得制限により、次のいずれかの額になります。

	第一子分		第二子分		第三子以降加算	
	全部受給者	一部支給者	全部受給者	一部支給者	全部受給者	一部支給者
支給月額	44,140 円	44,130 円～10,410 円	10,420 円	10,410 円～5,210 円	6,250 円	6,240 円～3,130 円

◎ 手当額の一部支給停止措置（平成 20 年４月～）

「手当の支給開始月から５年」または「手当の支給要件に該当してから７年」を経過したとき（＊）は、手当額の２分の１が支給停止されます。

（＊）手当の認定請求（額改定請求）をした日において３歳未満の児童を監護する場合は、この児童が３歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して５年を経過したとき。

対象者には事前にお知らせの文書が届きます。

下記の適用除外事由に該当する人は、「一部支給停止適用除外事由届出書」及び関係書類を提出すれば、これまでどおりの手当額が支給されます。

手当の支給開始後５年等を経過する月（以下「５年等満了月」という。）の直前の時期の現況届及び５年等経過後、毎年、現況届と併せて、「一部支給適用除外事由届出書」及び関係書類の提出が必要です。

手当額の２分の１が支給停止された後であっても、下記の適用除外事由に該当すれば、届出を受け付けます。

＜適用除外事由＞

1. 就業している場合
2. 求職活動等自立を図るための活動をしている場合

3. 身体上又は精神上の障害がある場合
4. 負傷又は疾病等により就業することが困難である場合
5. 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である場合

◎　児童扶養手当に関する詳しい手続きについては、お住まいの市区役所または町役場にお問い合わせください。

母子家庭等医療費給付事業

母子家庭等である方が、病気やけがをして医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を公費負担します。

なお、市町によっては、県の助成範囲に上乗せをして助成をしており、対象要件・所得制限・一部負担金等が下記の内容と異なっている場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町の福祉（母子家庭等）医療担当課にお問い合わせ下さい。

◇対象となる方について

以下の要件を満たす、18 歳に達する年度末までの児童又は 20 歳未満の高校在学中の児童、及びその児童を監護する母又は父

①母子家庭

市町の区域内に住所を有する母子家庭の母及びその児童

②父子家庭

市町の区域内に住所を有する父子家庭の父及びその児童

③遺児

両親と死別等した児童

〇所得制限について

児童扶養手当（全部支給）の所得制限の基準を準用

〇一部負担金について

通院

1 保険医療機関等あたり 1 日 800 円（低所得者は 400 円）を限度に月 2 回まで負担

入院

定率１割負担（負担限度額月額 3,200 円（低所得者 1,600 円））

連続して３か月を超える入院の場合、それに続く４か月目以降は一部負担金を求めません。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした 12 種類の資金からなる貸付制度です。

貸付対象者及び申し込み方法について

＜対象者について＞

貸付の対象者は、兵庫県内にお住まいの母子家庭の母と父子家庭の父、寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）です。ただし、寡婦または 40 歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方の場合、特別な事情がないときは、前年度の所得が 2,036,000 円を超えると、災害等特別の事情がある場合を除き、貸付対象外となります。

また、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金については、母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20 歳未満）にも貸付ができます。

＜貸付の相談及び申し込み方法について＞

市にお住まいの方は市福祉事務所、町にお住まいの方は町役場福祉担当又は県健康福祉事務所へご相談ください。

注：政令指定都市及び中核市はそれぞれが貸付主体となっております。したがって神戸市と姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市にお住まいの方はそれぞれの市役所または区役所に直接お問い合わせください。

資金名	貸付対象	概要	貸付限度額
修　学　資　金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学（院）等で修学するために必要な資金	月額27,000円 ～183,000円
就学支度資金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学等に入学するために必要な資金	150,000円 ～590,000円
就職支度資金	母・父・寡婦・児童	就職するために直接必要な被服等を購入する資金	1回105,000円 一括340,000円 自動車購入の場合 340,000円
修　業　資　金	母・父・寡婦・児童	子どもが就職等に必要な技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 自動車運転免許取得460,000円
技能習得資金	母・父・寡婦	就職等に必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 一括816,000円 自動車運転免許取得460,000円
医療介護資金	母・父・寡婦・児童	医療又は介護（医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	医療・一般 340,000円 医療・特別 480,000円 介護500,000円
生　活　資　金	母・父・寡婦	技能習得、医療または介護を受けている間等に加え、家計が急変し児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者が、生活をするために必要な資金	技能習得期間中 月額141,000円 医療・介護期間中 月額108,000円 生活安定期間中 月額108,000円 (2,592,000円を限度) 養育費取得 1,236,000円 失業期間中（失業後1年以内） 月額108,000円 家計急変 児童扶養手当に準拠した額 (全部支給の額)
結　婚　資　金	母・父・寡婦	扶養している子どもが結婚するために必要な資金	310,000円
住　宅　資　金	母・父・寡婦	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金	補修等・一般 1,500,000円 新増築・特別 2,000,000円
転　宅　資　金	母・父・寡婦	住宅を移転するために必要な資金	260,000円

※事業開始資金、事業継続資金については、事業に係るリスクがかえってひとり親家庭等の自立の妨げになるケースが多いことから、当面の間、新規貸し付けを行わないこととしています。

就学援助

生活保護を受けている方及び生活保護に準じる程度に困窮しており、子どもが市町立の小中学校に就学するにあたり、経済的な援助を必要とされる方に、就学援助費を支給する制度です（ただし所得制限があります）。

給付内容は、学用品費、学校給食費などです。

援助を希望される方は、４月に学校で配布される「就学援助制度についてのお知らせ」をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

年度の途中でも、随時申請することができます。（支給費目は、認定日以降の経費が対象になります。）

※詳しくは、各市町の教育委員会にお問い合わせください。

高等学校等就学支援金

高校等の授業料の支援として、国公私立問わず、一定所得未満の世帯を対象に、国から学校設置者に対して、就学支援金が支給される制度です。

学校への授業料の納付が不要となります。

※詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

高校生等奨学給付金

高校生等がいる低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するための制度です。返済は不要です。

※詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」

株式会社ローソンより提供を受けた寄付金等を原資とし、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会が行っている奨学金制度。

応募資格は下記の条件にすべて該当すること。

①中学校、高等学校、高等専門学校（定時制、通信制を含む）等に在籍している生徒で、中学校３年生、高等学校等１年生～３年生である者

②ひとり親の世帯（母子・父子家庭）等であり、就学に関して経済的に困難な生徒

③夢を実現するための意欲があり、社会貢献への積極的な姿勢のある品行方正な生徒

④全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体の会員（兵庫県婦人共励会を含む）、及び入会を希望する者も含めたひとり親世帯の子ども（生徒）

⑤会員登録している団体（兵庫県婦人共励会を含む）、及び入会を希望する団体代表者の推薦を受けることができる生徒

※兵庫県内で共励会が無い市町の場合は、兵庫県婦人共励会に直接入会登録してください

詳しくは一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会のホームページへ

http://zenbo.org/

一般財団法人　全国母子寡婦福祉団体協議会
東京都品川区東大井 5-23-13
03-6718-4088

一般財団法人　あしなが育英会

あしなが育英会は、病気や災害、自死（自殺）などで親を亡くした子どもたちや、障がいなどで親が十分に働けない家庭の子どもたちを、奨学金、教育支援、心のケアで支える民間非営利団体です。すべての遺児への物心両面での支援と教育をとおして、人類社会に貢献できるボランティア精神に富んだ人材を育成することを使命としています。

物的支援は、経済的理由によって高校、大学・専門学校などへの修学が困難な遺児らに奨学金（無利子貸与＋給付）を交付しており、東京と神戸で学生寮を運営し、貧困家庭の遺児でも大学進学ができるための支援をしています。

精神的な支援は、遺児学生に対する教育と心のケアを目的とした「つどい」と呼ばれるサマーキャンプや小中学生の遺児を対象としたレインボーハウスでの心のケア活動（レインボーハウスは神戸、東京、仙台、石巻、陸前高田の五ヵ所）などの支援をしています。

またアフリカのウガンダでは、エイズ遺児への心のケアと「読み・書き・計算」を教えるテラコヤ事業、アフリカ全体の遺児を選抜して高等教育支援を行う100 年構想と呼ばれる事業を進めています。

※あしなが育英会

TEL：03-3221-0888

※あしなが育英会 神戸レインボーハウス

TEL：078-453-2418　　メール rainbow-k@ashinaga.org

公益財団法人　交通遺児育英会

交通遺児育英会は、道路における交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がいのある方の子女などのうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

高校・大学・大学院・専修学校・各種学校に学ぶ方々に奨学金を無利子で貸与（一部給付制度あり）しているほか、家賃補助、上級学校進学受験費用補助、自動車運転免許取得費用補助などの修学支援も行っています。

指導・教育活動として学業成績および生活状況に関する指導のほか、毎年、「つどい」や「海外語学研修」等を行っています。

「海外語学研修」は、英会話能力の向上と国際化時代に対応できる人材になるための動機づけを目的とし、選抜した奨学生（約 30 名）を主に米国などに派遣しています。

地方出身の方も、経済的、精神的に安心して大都市圏の大学などに通えるように、学生寮「心塾」を東京と関西に開設しています。

詳しくは公益財団法人　交通遺児育英会

〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階

TEL：03-3556-0771

https://www.kotsuiji.com/

交通遺児等育成基金

交通事故による死亡・重度後遺障害を負われた方の子弟の生活基盤の安定と健全育成の支援が求められているので、国と民間企業の協力を得て昭和 55 年の発足から一貫して交通遺児育成基金事業、交通遺児等支援給付事業（社会福祉事業）などを実施している。

公益財団法人　交通遺児等育成基金　TEL：03-5212-4511

http://www.kotsuiji.or.jp/

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際等に、家庭生活支援員を派遣し、または家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行います。

〈支援の対象〉

家事援助、保育のサービスが必要な場合

・技能習得のための通学や就職活動

・病気や事故、冠婚葬祭や出張など

※未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により必要な場合は定期的な利用も可

〈支援の内容〉

・乳幼児の保育・食事の世話

・身の回りの世話・生活必需品等の買物など

※支援事業を実施していない市もありますので、各市にお問い合わせください。

※町では支援事業を実施しておりません。

利用者の負担額（1 時間当たり）

利用世帯の区分	生活援助	子育て支援
生活保護世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯 児童扶養手当支給水準世帯	150 円	70 円
上記以外の世帯	300 円	150 円

養育費履行確保等支援事業

養育費の債務名義化の作成にかかる費用を補助します。養育費はこどもの健やかな成長のため、生活を支える大切なものです。ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるよう補助します。

〇公正証書作成費等補助金

〈支給対象者〉下記の要件をすべて満たすひとり親等の方

・申請日において兵庫県内の町にお住まいのひとり親世帯等の方
・養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
・養育費の取り決めにかかる経費を負担した方
・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金の支給を受けていない方

〈補助対象経費〉※上限３万円

養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料、家庭裁判所の裁判又は審判若しくは調停に要する収入印紙代、戸籍謄本等の取得に要する経費及び調停等に要する郵便切手代

詳しくは、各市、健康福祉事務所の窓口（P25～27）にお問い合わせください。

〇養育費保証契約補助金

〈支給対象者〉下記の要件をすべて満たすひとり親等の方
・申請日において兵庫県内の町にお住まいのひとり親世帯等の方
・養育費の取り決めにかかる債務名義を有している方
・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
・保証会社と１年以上の養育費保証契約を締結している方
・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金の支給を受けていない方

〈補助対象経費〉※上限５万円

補助対象経費については、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回保証料

詳しくは、各市、健康福祉事務所の窓口（P25～27）にお問い合わせください。

子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

①短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

②夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

※支援事業を実施していない市町もありますので、各市町にお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」は、市町が設立、運営し、“育児の援助を受けたい人”と“育児の援助を行いたい人”とがお互いに会員になって、子育て中の人や働く人の家庭を地域で支えるシステムです。

◇ファミリー・サポート・センターの会員になるためには

在住している市・町にファミリー・サポート・センターがある方（センターによっては近隣市町も対象としているところもあります）で、各センターの会員の登録条件を満たしていれば、それぞれのセンターで入会手続きを行ってください。登録条件等詳しくは、各センターにお問い合わせください。

◇ファミリー・サポート・センターのしくみ

◆会員の種類

依頼会員（子どもを預かってほしい人）

提供（協力）会員（子どもを預かることができる人）

両方会員（両方に登録して、子どもを預かったり預けたりする人）

◆サービスの手順

センター事務局のアドバイザー（またはサブ・リーダー）に電話します。

アドバイザー（またはサブ・リーダー）は援助が可能な提供（協力）会員を探し、依頼した会員に紹介します。

提供（協力）会員と依頼会員は、時間や場所など事前打ち合わせをします。（送迎などを依頼します）

提供（協力）会員は、援助活動が終わったら活動報告書を書き、依頼会員に確認してもらいます。

依頼会員は、規定の報酬と実費を提供（協力）会員に支払います。

◆会員間で援助する主な内容

保育所までの送迎を行う。

保育所の開始前や終了後、子どもを預かる。

放課後学童クラブ終了後や学校の放課後、子どもを預かる。

保護者の病気や急用の場合に子どもを預かる。

冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事の際、子どもを預かる。

保護者の短時間、臨時的な仕事の場合に子どもを預かる。など

・子どもを預かるのは原則として提供（協力）会員の自宅です。

・援助活動は、早朝・夜間にわたることもありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。

・一部のセンターでは、病児・病後児の預かりも行っています。詳しくは各センターにお問合せください。

◆援助に対する謝礼

援助を受けた会員は提供（協力）会員に規定の報酬と実費を払います。金額は１時間 600 円から 800 円程度で、制度の趣旨、地域の実情等を反映した額を、各ファミリー・サポート・センターが会則等で定めています。

◆援助活動中の事故

援助活動は、会員同士の請負または準委任契約に基づくもので、活動中の事故は当事者である会員相互間で解決することになっています。なお、センターでは活動中の事故に備え、補償保険に一括して加入しています。会員は、登録すると自動的に「サービス提供会員傷害保険」等に加入することになります。

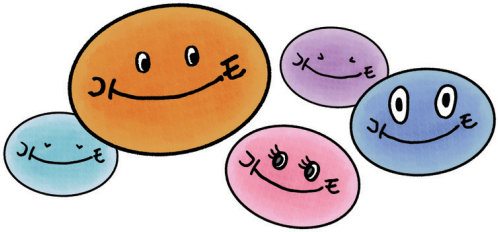

厚生労働省「すくすくサポート」

センター名	住　所	電　話
神戸市ファミリー・サポート・センター	神戸市中央区磯上町 3-1-32	(078)262-1727
尼崎市ファミリーサポートセンター	尼崎市南武庫之荘 3-24-5 尼社協ほっと館３階	(06)4950-8862
にしのみやしファミリー・サポート・センター	西宮市津田町 3-40	(0798)39-1534
芦屋市ファミリー・サポート・センター	芦屋市呉川町 14-9	(0797)25-0521
伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	伊丹市広畑 3-1	(072)772-4560
宝塚市ファミリーサポートセンター	宝塚市売布東の町 12-8	(0797)85-4535
かわにしファミリーサポートセンター （猪名川町在住の方も利用できます）	川西市火打 1-12-16 キセラ川西プラザ	(072)740-6800
さんだファミリーサポートセンター	三田市弥生が丘 1-1-2	(079)559-8996
明石市ファミリーサポートセンター	明石市大明石町 1-6-1 パピオスあかし５階あかしこども広場内	(078)915-1277
加古川市ファミリーサポートセンター	加古川市加古川町篠原町 21-8 加古川ヤマトヤシキ７階	(079)424-9933
高砂市ファミリーサポートセンター	高砂市高砂町松波町 440-35	(079)442-0555
稲美町ファミリーサポートセンター	加古郡稲美町岡 1802 番地の２	(079)497-7100
播磨町ファミリーサポートセンター	加古郡播磨町西野添 2-10-34	(078)944-0717
西脇市ファミリー・サポート・センター	西脇市嶋２５３－１	(0795)23-5686
三木市育児ファミリーサポートセンター	三木市末広 1-6-46	(0794)82-2395
おの育児ファミリーサポートセンター	小野市王子町 801	(0794)63-3611
加西市ファミリー・サポート・センター	加西市北条町横尾 1000 番地 こども未来課内	(0790)42-0111
加東市ファミリー・サポート・センター	加東市社 50	(0795)43-0444
ファミリー・サポート・センターたか	多可郡多可町中区岸上 224 － 17	(0795)32-5135
姫路市ファミリーサポートセンター	姫路市市之郷 1006-8 すこやかセンター３階	(079)223-5638
神河町ファミリーサポートセンター	神河町寺前 64（町教育課）	(0790)34-0212
相生市ファミリーサポートセンター	相生市緑ヶ丘四丁目５－５	(0791)23-0155
赤穂市ファミリー・サポート・センター	赤穂市中広 267 赤穂市総合福祉会館内	(0791)42-4011
宍粟市ファミリーサポートセンター	宍粟市山崎町今宿 5-15（市社会福祉課）	(0790)63-3067
たつの市ファミリーサポートセンター	たつの市龍野町富永 410-2	(0791)63-5117
太子町ファミリーサポートセンター	太子町老原 102-1	(079)276-4111
上郡町ファミリー・サポート・センター	上郡町大持 278（町健康福祉課）	(0791)52-1114

さようファミリーサポートセンター	佐用町長尾 905-9（町健康福祉課）	(0790)82-0341
豊岡市ファミリーサポートセンター	豊岡市大手町 4-5 アイティ 4 階	0796-21-9088
丹波篠山市ファミリーサポートセンター	丹波篠山市網掛 301	(079)590-1388
丹波市ファミリーサポートセンター	丹波市柏原町柏原 2715	(0795)70-2244
南あわじ市ファミリー・サポート・センター	南あわじ市榎列松田 747-3	(0799)42-3060
朝来市ファミリー・サポート・センター	朝来市和田山町東谷 213 番地 1	(079)666-8370

母子生活支援施設

子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな事情のため、子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に入所でき、その自立の促進のために生活を支援する児童福祉施設です。費用については、所得に応じて負担していただきます。

※詳しくは、各市、県健康福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

JR 通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の負担軽減を図るため、JR 通勤定期乗車券を 3 割引で購入することができる制度です。学割など他の割引制度との併用はできません。

〈内容〉　証明書を添えて申し込む JR 通勤定期乗車券を 3 割引で購入することができます。（学割など他の割引制度との併用はできません。）

〈対象者〉児童扶養手当受給者の方及びその方と同一世帯員の人で、通勤のために定期券を必要とする人が対象となります。児童扶養手当の受給資格を持っていても、手当が全部支給停止になっている人は対象になりません。

〈申請できる人〉対象となる本人

〈申請期日〉随時

※詳しくは、各市町担当者にお問い合わせください。

病児・病後児保育推進事業

県では、就労の状況等からやむを得ず病気の子どもを看ることができない保護者を支援するため、病児・病後児保育事業の実施を支援しています。

各施設で対象児童、開設日、開設時間や利用料金等が異なります。利用に際しご不明な点は、下記ＨＰでご確認いただくとともに、各施設へ直接お問い合わせください。

施設の一覧は

兵庫　病後児	で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000077.html

その他連絡先

〔児童虐待防止 24 時間ホットライン〕

中央こども家庭センター 078-921-9119

尼崎こども家庭センター 06-6494-0505

西宮こども家庭センター 0798-74-9119

川西こども家庭センター 072-759-7799

加東こども家庭センター 0795-48-9300

姫路こども家庭センター 079-294-9119

豊岡こども家庭センター 0796-22-9119

配偶者等からの暴力などで悩んでおられる方は、ひとりで悩まずに次の相談機関に気軽にお電話ください。無料相談です。秘密は厳守いたします。

◎ 兵庫県女性家庭センター（兵庫県配偶者暴力相談支援センター）

［悩みのほっとライン］

電話相談受付時間：毎日　9：00～21：00（土日・祝日も行っています。）

電話番号：078-732-7700

◎ 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン　女性のためのなやみ相談

電話相談受付時間：月～土曜日　9：30～12：00、13：00～16：30（祝日及び年末年始を除く）

電話番号：078-360-8551
面接相談（予約制）
電話番号：078-360-8554
面接時間：月～金曜日　９：50～18：40
土曜日　９：20～16：50

◎ 兵庫県警察本部　ストーカー・DV 相談
電話相談受付時間：毎日　24 時間
電話番号：078-371-7830

問い合わせ窓口

各制度についての詳しい内容は、市町、県健康福祉事務所等の窓口、各地区婦人共励会にお問い合わせ下さい。

制度によっては実施していない市町もあります。また、市町が単独で実施している制度もありますので、窓口で確認してください。

市町（母子福祉担当）

市町名	住　所	電　話
神戸市こども家庭局家庭支援課	神戸市中央区加納町６丁目５番１号	078-322-0249
姫路市こども未来局こども育成部こども支援課	姫路市安田４丁目１番地	079-221-2132
尼崎市こども青少年局こども福祉課	尼崎市東七松町１丁目２３番１号	06-6489-6349
明石市こども局子育て支援室児童福祉課	明石市中崎１丁目５番１号	078-918-5027
西宮市こども支援局子育て支援部子供家庭支援課	西宮市六湛寺町 10 番３号	0798-35-3166
洲本市健康福祉部子ども子育て課	洲本市本町三丁目４番 10 号	0799-22-1333
芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課	芦屋市精道町７番６号	0797-38-2045
伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課	伊丹市千僧１丁目１番地	072-780-3518
相生市健康福祉部子育て元気課	相生市旭一丁目６番２８号	0791-22-7175
豊岡市こども支援課	豊岡市中央町２番４号	0796-21-9038
加古川市こども部家庭支援課	加古川市加古川町北在家 2000	079-427-9212
赤穂市健康福祉部子育て支援課	赤穂市加里屋 81 番地	0791-43-6808
西脇市福祉部こども福祉課	西脇市下戸田 128 番地１	0795-22-3111
宝塚市子ども未来部子ども家庭室子育て支援課	宝塚市東洋町１番１号	0797-77-2128
三木市健康福祉部子育て支援課	三木市上の丸町１０番３０号	0794-82-0151

高砂市健康こども部子育て支援室子育て支援課	高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号	079-443-9024
川西市こども未来部こども支援課	川西市中央町１２番１号	072-740-1179
小野市市民福祉部子育て支援課	小野市中島町 531 番地	0794-63-1645
三田市子ども・未来部子ども未来室子ども家庭課	三田市三輪２丁目１番１号	079-559-5072
加西市健康福祉部地域福祉課	加西市北条町横尾１０００	0790-42-8709
丹波篠山市保健福祉部社会福祉課	丹波篠山市北新町 41 番地	079-552-7101
養父市健康福祉部社会福祉課	養父市八鹿町八鹿１６７５番地	079-662-3162
丹波市健康福祉部社会福祉課	丹波市氷上町常楽 211 番地	0795-88-5287
南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課	南あわじ市市善光寺２２番地１	0799-43-5219
朝来市健康福祉部社会福祉課	朝来市和田山町東谷 213 番地１	079-672-6123
淡路市健康福祉部子育て応援課	淡路市生穂新島８番地	0799-64-2134
宍粟市健康福祉部社会福祉課	宍粟市山崎町今宿５番地１５	0790-63-3220
加東市健康福祉部福祉総務課	加東市社５０番地	0795-43-0408
たつの市福祉部児童福祉課	たつの市龍野町富永 1005 番地１	0791-64-3153
猪名川町生活部こども課	川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1	072-767-7477
多可町福祉課	多可郡多可町中区中村町 123 番地	0795-32-5120
稲美町健康福祉部こども課	加古郡稲美町国岡１丁目１番地	079-492-9155
播磨町健康福祉課	加古郡播磨町東本荘１丁目５番３０	079-435-0311
市川町健康福祉課	神崎郡市川町西川辺１６５－３	0790-26-1013
福崎町福祉課	神崎郡福崎町南田原 3116-1	0790-22-0560
神河町住民生活課	神崎郡神河町寺前 64	0790-34-0962
太子町生活福祉部社会福祉課	揖保郡太子町鵤 280-1	079-277-1013
上郡町健康福祉課子育て支援係	赤穂郡上郡町大持 278 番地	0791-52-1114
佐用町健康福祉課子育て・福祉室	佐用郡佐用町佐用 2611 番地１	0790-82-0661
香美町福祉課	美方郡香美町香住区香住 870-1	0796-36-1964
新温泉町健康福祉課	美方郡新温泉町浜坂 2673-1	0796-82-5620

県健康福祉事務所

事務所名	住　所	電　話
芦屋健康福祉事務所	芦屋市公光町 1-23	0797-32-0707
宝塚健康福祉事務所	宝塚市東洋町 2-5	0797-61-5176
加古川健康福祉事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9118
加東健康福祉事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9360
中播磨健康福祉事務所	姫路市北条 1-98	079-281-9210
龍野健康福祉事務所	たつの市龍野町富永 1311-3	0791-63-5136
豊岡健康福祉事務所	豊岡市幸町 7-11	0796-26-3669
新温泉健康福祉事務所	美方郡新温泉町三谷 389-1	0796-82-3161

丹波健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3758
洲本健康福祉事務所	洲本市塩屋２－４－５	0799-26-2054

県内共励会加盟団体

共励会名	住　所	電　話
一般財団法人姫路市婦人共励会	姫路市安田３丁目１番地 姫路市総合福祉会館４階	079-222-7402
ひとり親西宮	神戸市中央区下山手通 5-7-11 一般財団法人兵庫県婦人共励会内	078-341-7372
洲本市婦人共励会	洲本市港２番 26 号 洲本市健康福祉館３階	0799-24-5877
伊丹市婦人共励会	伊丹市広畑３丁目１番地 伊丹市立地域福祉総合センター内	072-772-2584
相生市婦人共励会	相生市旭１- ６- ２８ 相生市福祉事務所内	0791-22-7175
豊岡市婦人共励会	豊岡市竹野町切濱 1004	0796-47-0609
ひとり親加古川	神戸市中央区下山手通 5-7-11 一般財団法人兵庫県婦人共励会内	078-341-7372
赤穂市婦人共励会	赤穂市加里屋 81 番地 赤穂市役所健康福祉部子育て支援課	0791-42-3376
西脇市婦人共励会	西脇市和布町 277 番地の１	0795-38-7255
宝塚市婦人共励会	宝塚市安倉西２丁目１番１号 宝塚市総合福祉センター	080-2533-1815
ひとり親三木	神戸市中央区下山手通 5-7-11 一般財団法人兵庫県婦人共励会内	078-341-7372
川西市婦人共励会	川西市中央町 12 番１号 川西市役所こども未来部こども支援課内	072-740-1179
加東市婦人共励会	加東市社 26 番地 社福祉センター内	0795-42-2006
神崎郡神河町婦人共励会	神崎郡神河町寺前 64 番地 神河町役場住民生活課内	0790-34-0962
神崎郡福崎町婦人共励会	神崎郡福崎町西治 474 番地６ 福崎町社会福祉協議会内	0790-23-0300
神崎郡市川町婦人共励会	神崎郡市川町甘地３２３- １ 市川町社会福祉協議会内	0790-26-1988
宍粟市婦人共励会	宍粟市山崎町岸田 805	0790-62-1866
佐用町婦人共励会	佐用郡佐用町佐用２６１１番地１	0790-82-0661
養父市婦人共励会	養父市八鹿町八鹿１６７５	079-662-3162
朝来市婦人共励会	朝来市生野口銀谷 747-1 朝来市社会福祉協議会内	079-679-3053
淡路市婦人共励会	淡路市生穂新島８番地	0799-64-2134
南あわじ市婦人共励会	南あわじ市市善光寺 22 番地１	0799-43-5219
社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会	神戸市中央区橘通３- ４- １	078-341-4532
一般財団法人兵庫県婦人共励会	神戸市中央区下山手通５丁目 7-11	078-341-7372
兵庫県福祉部児童課	神戸市中央区下山手通５丁目 10-1	078-341-7711
一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会	東京都品川区東大井 5-23-13	03-6718-4088

いっぱんざいだんほうじん　ひょうごけんふじんきょうれいかい
一般財団法人兵庫県婦人共励会
ひとり親 Hyogo

〒 650-0011
神戸市中央区下山手通 5-7-11
TEL (078)341-7372
FAX (078)341-7384
Email:hyougoboshi@titan.ocn.ne.jp

兵　庫　県